



保安規定におけるシビアアクシデントマネジメントの位置づけの整理

宛先: [Redacted]

2011/03/23 01:15

Cc: [Redacted]

NISA検査課 上野班長、河村係長

お世話になっております。東京電力の[Redacted]です。

ご依頼のありました題記の件につきまして、
保安規定上の位置づけを整理したペーパーを
作成致しましたので、ご確認願います。

以 上

東京電力(株)
原子力運営管理部 保安管理G

tel : [Redacted]
Fax : [Redacted]
e-mail : [Redacted]



保安規定におけるアクシデントマネジメントの位置づけの整理.doc

保安規定におけるアクシデントマネジメントの位置づけの整理

保安規定第4章（運転管理）

（1）第77条（異常時の措置）第2項

当直長は、前項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施する。

（2）技術資料第77条

【解説】（P389）

必要な措置を講じるにあたっては、添付1「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従って実施するが、これは、「事象ベース運転操作基準^{*1}（AOP）」と「安全機能ベース運転操作基準^{*2}（兆候ベース（EOP）を意味する）」からなる。また、添付1の記載範囲は、スクラム事象対応から炉心損傷前までのシビアアクシデント対策（アクシデントマネジメント（AM）フェーズ1）までとしている。「事象ベース運転操作基準」は、起因事象を予め想定し、この事象の進展に基づいた対応操作の指針であり、「安全機能ベース運転操作基準」は起因事象を想定せず、進展する状況に応じた対応操作の指針となるものである。

※1：原子炉冷却材喪失、外部電源喪失などの事象に対する操作

※2：原子炉水位の変化、原子炉圧力の変化などパラメータに対する操作

保安規定第9章（緊急時の措置）

（1）第110条（原子力防災資機材等）第2項

技術GM及び発電GMは、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定及び改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。

（2）技術資料第109条 ← 弊社の場合は第110条

【目的】（P493）

本条は、シビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントとして、非常時における速やかな運転操作により災害の拡大防止および収束を図るための、運転操作手順を整備しておくために設ける。

【運用上の留意事項】（P493）

1. 「原子炉緊急事態における運転操作に関する社内基準」とは、シビアアクシデントに至った場合に周辺環境への影響を緩和するための手順書（例、事故時運転操作基準（フェーズ2アクシデントマネジメント）（シビアアクシデント（SOP）を意味する））のことをいい、フェーズ1アクシデントマネジメントにかかる手順書までは第4章第4節にて定める異常時の措置として位置づけている。

2. 「原子炉緊急事態における運転操作に関する社内基準」については、事業者の自主保安としてその整備を要求するものであり、具体的な内容までは規定しない。

保安規定では、シビアアクシデントの手順書まで紐付けられています。従って、「緊急時の措置」に関する保安検査において、手順書の内容を確認することができます。

なお、福島第一のケースでは、全交流電源喪失事象の発生で運転操作基準（事象ベース）が適用され、電源喪失により計器不能により運転操作基準（兆候ベース）に移行し、15条通報（ECCS注水不能）により事故時運転操作手順（シビアアクシデント）も用いられることになりました。